

I 投票速報の概要

県委員会は、参議院議員通常選挙の結果を速やかに選挙人に知らせるため、市町委員会の協力のもとに、報道機関に対して速報を行うものとする。

1 速報の方法等

(1) 投票状況中間速報（選挙区）

- ①市町委員会は、直接県委員会に、選挙区投票状況中間速報時刻表（別表第1・P3）に定める時刻に、パソコンネットワークにより投票状況の速報を行うこと。
- ②速報担当者は、速報指定時刻の時間内に送受信ができるよう、態勢を整えておくこと。

(2) 投票状況確定速報（選挙区、比例代表）

- ①市町委員会は、直接県委員会に、確定次第直ちにパソコンネットワーク及びファクシミリにより、速報を行うこと。
- ②速報担当者は、速報指定時刻の時間内に送受信ができるよう態勢を整えておくこと。
- ③速報については、投票状況確定速報票（第2号様式、P14）を使用すること。

(3) 開票状況中間速報（選挙区）、開票状況確定速報（選挙区、比例代表）

- ①市町委員会は、直接県委員会に、パソコンネットワーク及びファクシミリにより速報を行うこと。
- ②開票状況中間速報（選挙区）については、選挙区開票状況中間速報時刻表（別表第2・P6）に定める時刻に、上記の速報を行うこと。
- ③速報担当者は、速報指定時刻の時間内に送受信ができるよう態勢を整えておくこと。
- ④ファクシミリによる速報に使用する様式については後掲のとおりとする。
- ⑤市町委員会の速報担当者は、開票状況確定速報の報告後においても、県委員会から連絡があるまでは待機すること。

(4) その他

県委員会において受信するファクシミリ 5台（代表方式）
代表番号 087-835-8544
市町委員会は、あらかじめ短縮ダイヤルとして登録する等の準備をしておくこと。

II 投票状況速報

1 投票状況中間速報（選挙区）

市町委員会のうち、高松市にあっては標準的な5投票区、その他の市町にあっては標準的な2投票区を抽出して、選挙区の投票状況をパソコンネットワークにより県委員会へ速報すること。
なお、抽出する投票区は、原則として令和6年執行の衆議院議員総選挙で抽出した投票区とするこ

(1) 速報事項

選挙区投票状況中間速報票（第1号様式、P13）のとおり。
パソコンネットワークにより報告。速報票のFAX送信は不要。

(2) 速報指定時刻

選挙区投票状況中間速報時刻表（別表第1、P3）による。

(3) 発表

県委員会は、選挙区投票状況中間速報集計表（第1号様式、P23～P24）により集計し、各速報指定時刻の30分後に抽出投票区の平均投票率を（P23参照）、20時現在については1時間以内に県全体の推計投票率を（P24参照）、それぞれ発表する。

(4) 速報後に異動が生じた場合

市町委員会は、投票状況中間速報に異動が生じたときは、直ちに県委員会に電話連絡を行い、県委員会の指示する方法で訂正報告を行うこと。（基本的には、パソコンネットワークを修正した後、確認のため速報票（FAX票）（修正用様式、P13）の修正箇所にて二重線をし、修正後の数値を手書きし、FAXで送信する。）
この場合の電話番号は、087-832-3094を使用すること。

また、県委員会は、報道機関に理由を説明する必要があることから、修正理由を報告すること。
※令和5年県議選から、投票状況中間速報の速報票（FAX票）は廃止しておりますが、異動が生じた場合は、目視での確認のため速報票（FAX票）（修正用様式、P13）の見え消しを送信していただきます。

※県委員会の報道提供前の修正であれば、特に速報票（FAX票）での修正を求めない場合もあります。

2 投票状況確定速報（選挙区、比例代表）

(1) 投票状況確定速報

市町委員会は、選挙区及び比例代表の投票状況確定結果をとりまとめ、パソコンネットワーク及びファクシミリにより報告すること。

①速報事項

投票状況確定速報票（第2号様式。P14）のとおり。

②速報指定時刻等

確定後、パソコンネットワーク及びファクシミリにより直ちに速報を行うこと。

③発表

県委員会は、選挙区及び比例代表ごとに、投票状況確定速報集計表（第2号様式の1（その1、その2）、第2号様式の2（その1、その2）。P25～P28）により集計し、それぞれ23時までに発表するものとする。

(2) 速報後に異動が生じた場合

市町委員会は、投票状況確定速報に異動が生じたときは、直ちに県委員会に電話連絡を行い、県委員会の指示する方法で訂正報告を行うこと。（基本的には、パソコンネットワークを修正した後、送信した速報票（FAX票）の修正箇所にも二重線をし、修正後の数値を手書きし、FAXで送信する。）

この場合の電話は、087-832-3092を使用すること。

また、県委員会は、報道機関に理由を説明することから、修正理由を報告すること。

※修正が生じないように、パソコンネットワーク及びファクシミリに入力後、確認をしてから送信すること。

(3) その他

市町委員会からなされた速報の内容に関して県委員会から電話照会することもあるので、市町委員会の速報担当者には、投票状況確定速報の報告を終えた後も待機しておくこと。

※市町委員会における報道機関への投票状況の発表は、県委員会への報告終了後に、当該報告分について発表することは差し支えないが、報告前の発表（個別取材を含む。）は行わないよう注意すること。

また、県委員会への報告終了後、当該報告分について、報道機関からその写しを求められるケースが考えられるため、可能な範囲で便宜を図ること。

Ⅲ 開票状況速報

1 開票状況中間速報（選挙区）

市町委員会は、パソコンネットワーク及びファクシミリにより、開票状況を報告すること。

(1) 速報事項

選挙区開票状況中間速報票（第3号様式。P15）のとおり。

(2) 速報指定時刻等

選挙区開票状況中間速報時刻表（別表第2。P6）による。

(3) 発表

県委員会は、選挙区開票状況中間速報集計表（第3号様式。P29）により集計し、各速報指定時刻の30分後に印刷発表する。

2 開票状況確定速報（選挙区、比例代表）

（1）開票状況確定速報（選挙区）

選挙区の開票が終了した市町委員会は、パソコンネットワーク及びファクシミリにより開票状況確定速報を行う。

①速報事項

選挙区開票状況確定速報票（第4号様式、P16）のとおり。

②速報指定時刻等

確定後、パソコンネットワーク及びファクシミリにより直ちに速報を行うこと。

③発 表

県委員会は、全市町が確定次第、選挙区開票状況確定速報集計表（第4号様式、P30）により集計し、発表する。

（2）開票状況確定速報（比例代表）

比例代表の開票状況の速報は、確定速報のみとし、比例代表の開票が終了した市町委員会は、パソコンネットワーク及びファクシミリにより開票状況確定速報を行うものとする。

①速報事項

比例代表開票状況確定速報票（総括表）（第5号様式の1、P17）、同（名簿登載者の得票総数の政党等別一覧）（第5号様式の2（その1）、P18～21）及び同（特定枠名簿登載者への投票数の政党等別一覧）（第5号様式の2（その2）、P22）のとおり。

②速報指定時刻等

確定後、パソコンネットワーク及びファクシミリにより直ちに速報を行うこと。

③発 表

【中間開票状況】

市町からの確定速報を取りまとめ、23時に総務省に報告した後、比例代表開票状況確定速報集計表（総括表）（第5号様式の1、P32）、同（名簿登載者の得票総数の政党等別一覧）（第5号様式の2（その1）、P33～36）及び同（特定枠名簿登載者への投票数の政党等別一覧）（第5号様式の2（その2）、P37）を印刷物により発表する。（以後1時間ごと）

【開票結果】

全市町の確定速報を総務省に報告した後、比例代表開票状況確定速報集計表（総括表）（第5号様式の1、P32）、同（名簿登載者の得票総数の政党等別一覧）（第5号様式の2（その1）、P33～36）、同（特定枠名簿登載者への投票数の政党等別一覧）（第5号様式の2（その2）、P37）、同（得票総数の市町別政党等別一覧）（第5号様式の3（その1）、P38～41）、同（政党等の得票総数のうち特定枠名簿登載者へ投票数の市町別政党等別一覧）（第5号様式の3

（その2）、P42）、同（市町別投票総数一覧）（第5号様式の4、P43）、同（名簿登載者の得票総数の市町別一覧）（第5号様式の5（その1）、P44～45）（一部省略）、及び同（特定枠名簿登載者への投票数の市町別一覧）（その2）、P46～47）を発表する。

（3）速報後に異動が生じた場合

市町委員会は、投票状況確定速報に異動を生じたときは、直ちに県委員会に電話連絡を行い、県委員会の指示する方法で訂正報告を行うこと。（基本的には、パソコンネットワークを修正した後、送信した速報票（FAX票）の修正箇所にも二重線をし、修正後の数値を手書きし、FAXで送信する。）

この場合の電話番号は、選挙区開票確定：087-832-3099、比例代表開票確定：087-832-3092を使用すること。

また、県委員会は、報道機関に理由を説明する必要があることから、修正理由を報告すること。

※修正が生じないように、パソコンネットワーク及びファクシミリに入力後、確認をしてから送信すること。特に比例代表に関しては、発表資料が多く修正箇所も広範囲に及ぶため、丁寧に確認を行うこと。

（4）その他

選挙区及び比例代表の確定速報が終わった市町委員会は、以後の速報は打ち切るとするが、市町委員会の速報担当者は、県委員会からの連絡があるまでは待機すること。

※市町委員会における報道機関への開票状況の発表は、県委員会への報告終了後に、当該報告分について発表することは差し支えないが、報告前の発表（個別取材を含む。）は行わないよう注意すること。

また、県委員会への報告終了後、当該報告分について、報道機関からその写しを求められるケースが考えられるため、可能な範囲で便宜を図ること。

(参考) 投票状況速報について

区分	種類	速報指定時刻 (市町)	速報の方法 (市町)	発表時刻 (県)	発表の方法 (県)
選挙区	中間	9時、10時、11時、 12時、13時、14時、 15時、16時、17時、 18時、19時、20時 (別表第1による。)	パソコンネットワーク 「選挙区：投票状況中 間速報」	各速報指定時刻の30分後 (20時現在については 21時まで)	印刷 集計表 (第1号様式)
	確定	確定次第直ちに	パソコンネットワーク 「選挙区：投票状況確 定速報」 及び速報票 (第2号様 式)	23時まで (確定次第発表)	印刷 集計表 (第2号様式の1) (その1)・(その2)
比例代表	確定	確定次第直ちに	パソコンネットワーク 「比例代表：投票状況 確定速報」 及び速報票 (第2号様 式) (選挙区と同じ)	23時まで (確定次第発表)	印刷 集計表 (第2号様式の2) (その1)・(その2)

(参考) 開票状況速報について

区分	種類	速報指定時刻 (市町)	速報の方法 (市町)	発表時刻 (県)	発表の方法 (県)
選挙区	中間	21時30分、21時50分 以後30分間隔 (別表第2による。)	パソコンネットワーク 「選挙区：開票状況中間 速報」 及び速報票 (第3号様式)	各速報指定時刻の30分後	印刷 集計表 (第3号様式)
	確定	確定次第直ちに	パソコンネットワーク 「選挙区：開票状況確定 速報」 及び速報票 (第4号様式)	確定市町につき中間速報に あわせて 全市町確定後速やかに	印刷 集計表 (第4号様式)
比例代表	確定	確定次第直ちに	パソコンネットワーク 「比例代表：開票状況確 定速報」 及び速報票 (第5号様 式の1)・(第5号様式 の2) (その1)・(その2)	市町からの確定速報を取り まとめて、23時に総務省 に速報の後、中間状況を発 表 (以後1時間後ごと)	印刷 集計表 (第5号様式の1) (第5号様式の2) (その1)・(その2)
			—	全市町確定分を総務省に速 報の後、確定状況を発表	印刷 集計表 (第5号様式の3) (その1)・(その2) (第5号様式の4) (第5号様式の5) (その1)・(その2)

IV 投開票速報体制

